

筑紫野介護予防・日常生活支援総合事業

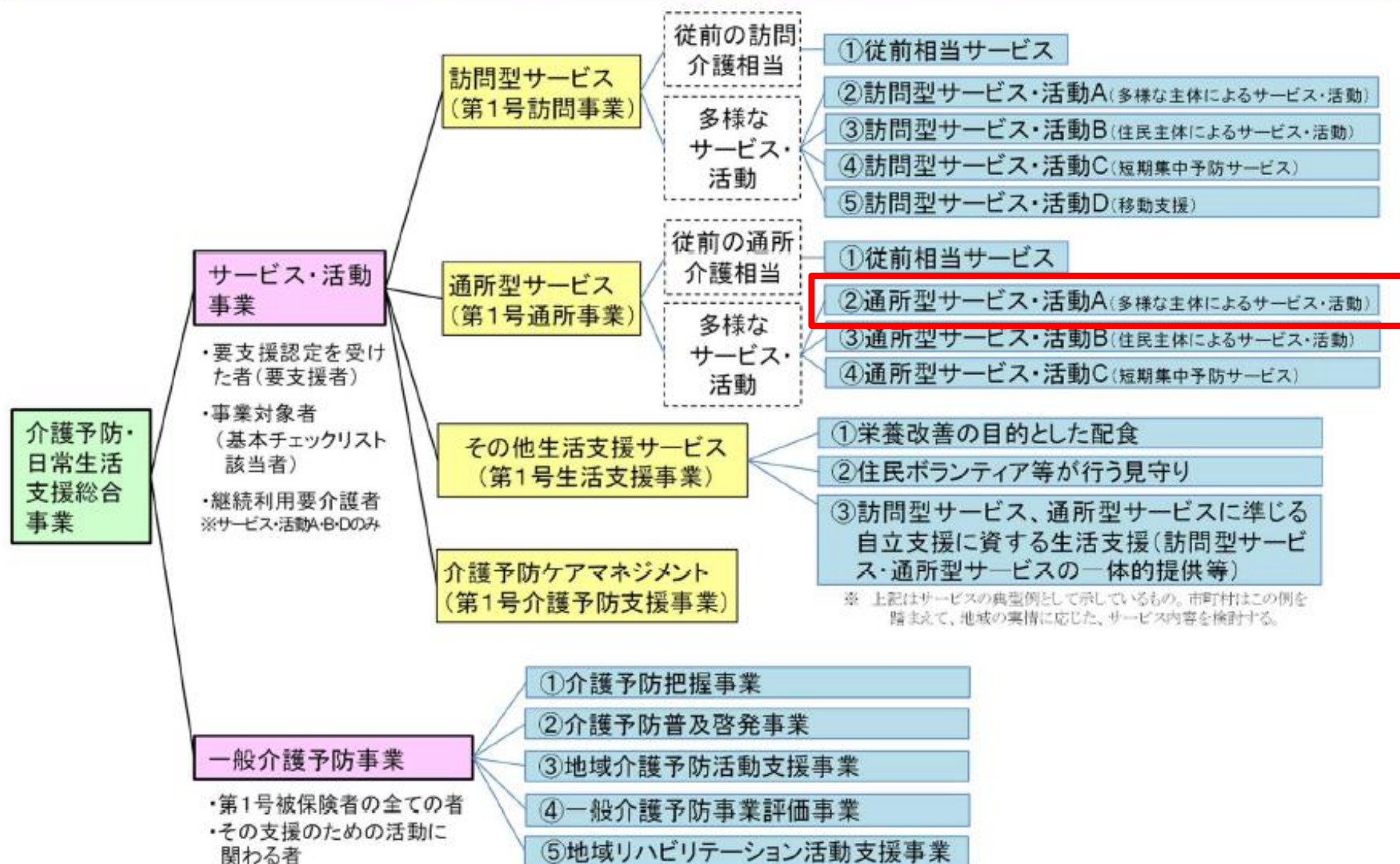
元気アツプデイ(通所型サービス・活動A) の開始について

令和7年3月

筑紫野市 高齢者支援課

総合事業における位置づけ

介護予防・日常生活支援総合事業の構成



サービス・活動の類型

	従前相当サービス	多様なサービス・活動				その他
		サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D (訪問型のみ) (住民主体によるサービス・活動)	サービス・活動C (短期集中予防サービス)	
		指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの (第1号事業支給費の支給)	委託費の支払い		活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い	
想定される 実施主体	● 介護サービス事業者等 (訪問介護・通所介護等事業者)	● 介護サービス事業者等以外の多様な主体 (介護サービス事業者等)		● ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 ● 当該活動を支援する団体	● 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等	
基準	国が定める基準※1を例にしたもの	サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの				
費用	国が定める額※2 (単位数)	加算設定も可		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額		
	額の変更のみ可					
対象者	● 要支援者・事業対象者	● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者		● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者 ※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定	● 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が增大すると認められる者	
サービス内容 (訪問型)	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる	● 高齢者が担い手となって活動 (就労的活動を含む。) することができる活動 ● 介護予防のための地域住民等による見守り的援助の実施 ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス活動を行うことも可能 ● 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援 (原則としてB・Dでの実施を想定)			ガイドライン改正	● 対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス
サービス内容 (通所型)	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる	● 高齢者が担い手となって活動 (就労的活動を含む。) することができる活動 ● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など ● 送迎のみの実施				
支援の 提供者	国が定める基準による	市町村が定める基準による				
	訪問型:訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型:生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員	● 地域の多様な主体の従事者 ● 高齢者を含む多世代の地域住民 ● (有償・無償のボランティア)		● 有償・無償のボランティア ● マッチングなどの利用調整を行う者	● 保健医療専門職	

これらによらないもの
(委託と補助の組み合わせなど)

これらによらないもの

(委託と補助の組み合わせなど)

筑紫野市の通所型サービス

種別	名称	内容	実施主体
指定相当 通所型サービス		身体介護と、心身機能をはじめとする生活機能の維持、向上及び社会参加のための多様な機能訓練を行う。	事業所指定 (給付)
通所型サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)	元気アップデイ	心身機能をはじめとする生活機能の維持、向上及び社会参加のための多様な機能訓練を行う(軽度の方を対象とし、入浴や食事の提供は行わない)。	事業所指定 (給付)
通所型サービス・活動B (住民主体によるサービス・活動)			補助
通所型サービス・活動C (短期集中予防サービス)	足腰元気になろう塾	専門職による生活機能改善のための短期集中予防サービス。運動機器を使った個別のリハビリテーションや集団での筋力体操などを週1回全12回(3ヶ月間)継続します。	委託

利用者の身体状態に応じたサービスが選択できるように、新たに元気アップデイ(通所型サービス・活動A)を創設

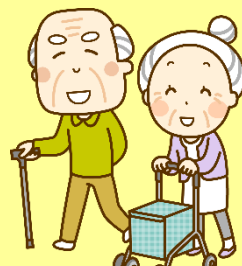
高齢者の状態に応じたサービスのすみ分け

元気
高齢者

自由に
出かけられる



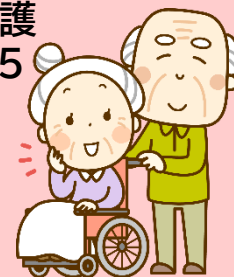
総合事業
対象者



要支援
1、2

送迎があれば
出かけられる

要介護
1～5



介護予防

重度化予防

多様な集いの場

シニアクラブ、
サロン、元気教室、
公民館活動など

地域の集いの
場へ繋げる

生活支援の
担い手を
繋げる

総合事業

訪問型

指定相当
サービス

サービス・活動A
(基準緩和)

訪問型・通所型

サービス・活動B、D(住民主体)

通所型

指定相当
サービス

サービス・活動A
(短時間機能訓練)

サービス・活動C
(短期集中)

介護予防給付

介護給付

本人の状態に
合わせた適切な
サービス
ケアマネジメント



利用高齢者の理想像(高齢者の状態に合わせた適切なサービス選定)

共通 本人がサービス利用を望んで(サービスの必要性を理解し)、選択している
送迎があれば出かけられる 何かしらの支援を必要とする

指定相当サービス



入浴支援・食事提供あり
1日型・半日型

※サービス提供者によって特色あり



- ・ 進行性疾患、難病、認知症など病態が安定しない方
- ・ 生活習慣病があり、合併症(脳血管疾患・心不全・虚血性心疾患・腎不全)ありの方

元気アップデイ(サービス・活動A)



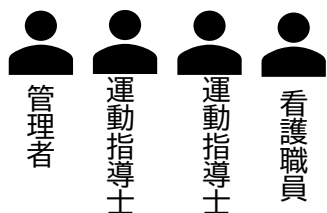
半日型(3時間程度)
機能訓練

※サービス提供者によって特色あり



- ・ 継続的にリハビリを必要とする疾患がある方
- ・ 生活習慣病があり、合併症(脳血管疾患・心不全・虚血性心疾患・腎不全)のリスクがある方

サービス・活動C



3ヶ月間12回(必ず卒業)
半日型(2時間程度)
体力測定(評価)あり



- ・ 一時的に体力低下が見られる方
- ・ 転倒に対する不安が強い方
- ・ 専門職の声かけにより、自立が可能な方

元気アップデイの対象者、提供サービス

対象者

次のいずれにも該当する65歳以上の高齢者

- ◆ 要支援1・2、基本チェックリストによる事業対象者
- ◆ 食事・入浴介助が必要ない方

提供サービス

- ◆ 軽度の方を対象とした、入浴や食事の提供を行わない短時間の機能訓練サービス。

利用時間

1回あたり2時間以上3時間未満 または 3時間以上5時間未満

元気アップデイの利用時間、利用回数等

利用回数

状態区分	利用回数
事業対象者	週1回まで
要支援1	
要支援2※	週2回まで

※要支援2の方が更新せず事業対象者となった場合のみ

サービス提供者

筑紫野市が指定した事業者

利用者負担

報酬額の1割から3割(利用者ごとの負担割合によって決定する。)

元気アップデイの人員基準①

管理者

- ◆ 事業所ごとに、管理者を1人配置。
- ◆ 他の事業所との兼務可能。
- ◆ 従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行う。

介護職員

【利用者が15人までの場合】

サービス提供時間数を通じて専従1人以上配置

【利用者が15人を超える場合】

15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上

- ◆ 同一の事業者により同一の事業所内において、一体的に実施する場合、通所介護、元気アップデイは、通所介護の基準を遵守した上で、合計利用者数により配置する。

元気アップデイの人員基準②

機能訓練指導員

- ◆ 事業所ごとに常勤換算し、1人以上配置。
- ◆ 資格要件は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格を有する者。

※ はり師、きゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。

**元気アップデイのみの場合は、生活相談員、
看護職員の配置は不要**

元気アップデイの設備基準、その他

設備基準

◆ 機能訓練室・・・利用者1人あたり2.5㎡以上

＜事業展開例＞ 機能訓練室の面積が38㎡の場合

時間帯	月	火	水	木	金	土
9:00～ 12:00	元気アップ (定員15名)	通所介護 (定員12名)	元気アップ	通所介護	元気アップ	元気アップ
13:00～ 16:00	元気アップ	通所介護	元気アップ	通所介護	元気アップ	元気アップ

※対象者に応じて、受け入れ時間帯を分ける/区画を分けることで2事業(通所介護/元気アップデイ)の事業運営可能。

※同一時間帯に同一区画内で対象者を分けずに一体的に実施する場合は、通所介護の人員基準を遵守すること。

その他

市要綱により基準等を規定

元気アップデイの減算

- ◆ 送迎分は基本報酬に含める。送迎を行わなかった場合は、報酬の減算を行う。

基本的な考え方

送迎については、原則として事業所が行う必要がある。ただし、利用者が自ら通うことができる場合や、家族により送迎がある場合は、必ずしも事業所が送迎する必要はない。

送迎減算を行う例

- ◆ 家族が通勤の際に事業所に送ってくる場合。
- ◆ 居宅が事業所から近く、歩行に支障がないため、徒歩で通う場合。
- ◆ 目標が『バスに乗って隣の市の孫に会いに行く』等となっており、公共交通機関を利用して通うことが利用者の目標達成につながる場合。 …等

元気アップデイの算定・介護報酬

- ◆ 1回あたりの報酬単価、1月あたりの報酬単価のどちらを使用するかの基本적인考え方は、下記のとおりとする。

対象者	利用回数	1月の利用回数	算定の単位	単位数 3時間以上 5時間未満	単位数 2時間以上 3時間未満
要支援1・ 事業対象者	週1回まで	4回まで	1回につき (利用回数での算定)	405単位	364単位
		5回以上	1月につき (月額包括報酬での算定)	1,672単位	1,504単位
要支援2・ 事業対象者※	週2回まで	8回まで	1回につき (利用回数での算定)	415単位	373単位
		9回以上	1月につき (月額包括報酬での算定)	3,367単位	3,030単位

※要支援2の方が更新せず事業対象者となった場合のみ

指定相当通所型サービス/元気アップデイの比較

		指定相当通所型サービス	元気アップデイ
対象者		身体介護(食事・入浴介助)が必要な方	身体介護(食事・入浴介助)が不要な方
人員	管理者	常勤・専従1人以上 ※業務に支障がない場合、他の職務、他の事業所との兼務可能	専従1人以上 ※業務に支障がない場合、他の職務、他の事業所との兼務可能
	生活相談員	専従1人以上	不要
	看護職員	専従1人以上	不要
	機能訓練指導員	1人以上	1人以上
	介護職員	利用者～15人:専従1人以上 利用者15人～:15人を超える部分において、利用者5人を超える毎に1人以上を増員。	利用者～15人:専従1人以上 利用者15人～:15人を超える部分において、利用者5人を超える毎に1人以上を増員。
設備	食堂・機能訓練室	3㎡×利用定員以上	2.5㎡×利用定員以上 ※食堂は不要
	相談室	設置(遮へい物の設置などにより相談内容が漏えいしないよう配慮)	不要
	静養室・事務室	スペースでも可	不要

※この表は、一部のみを抜粋したものです。

指定相当通所型サービス/元気アップデイの比較

		指定相当通所型サービス	元気アップデイ	
利用時間		国が示す基準(3時間以上)	3時間以上5時間未満	2時間以上3時間未満
報酬	要支援1・事業対象者	(1)1月当たりの回数を定める場合 (1回につき) 436単位	405単位	364単位
		(2)1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき) 1,798単位	1,672単位	1,504単位
	要支援2・事業対象者	(1)1月当たりの回数を定める場合 (1回につき) 447単位	415単位	373単位
		(2)1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき) 3,621単位	3,367単位	3,030単位
減算		国が示す基準と同様	送迎減算のみ 片道につき43単位	送迎減算のみ 片道につき43単位
加算		国が示す基準と同様	介護職員処遇改善加算のみ	
運営		個別サービス計画の作成は必須	個別サービス計画の作成は必須	

※この表は、一部のみを抜粋したものです。

ただし、人員基準・利用時間・サービス内容等について、自治体によって異なります。

事業対象者に係る留意点

- ◆ 事業所指定(給付)サービスを利用する場合、要支援認定申請を経る必要があります。
- ◆ 判定結果が「非該当」と判断された者のうち、基本チェックリストの結果より「事業対象者」と判断された場合は総合事業を利用することができます。
- ◆ 事業対象者が利用できるサービスは総合事業と一般介護予防事業のみです。※予防給付サービス(訪問看護・福祉用具等)を利用する場合は要支援認定が必要となります。
- ◆ 既に要支援の認定をもっており更新する者においては、サービスの利用状況が総合事業のサービスのみと見込まれる場合は更新申請をせずに「事業対象者」として総合事業を利用可能だが、直近の認定が要支援2の場合に限り、週2回までの利用が可能とします。

総合事業サービス併用の可否

	指定相当 通所型サービス	元気アップデイ	通所/訪問 サービス・活動B	通所型サービス・ 活動C
指定相当通所型 サービス		×	○	×
元気アップデイ	×		○	×
通所/訪問 サービス・活動B	○	○		○
通所型サービス・ 活動C	×	×	○	

※通所型サービスと訪問型サービスの併用は、可能。

※一般介護予防事業については、全てのサービスと併用可能。

給付管理の対象

事業所指定のサービスを利用する場合のみ給付管理を行なう。

サービス種類	指定相当 通所型サービス、 元気アップデイ (事業者指定)	通所/訪問 サービス・活動B (補助)	通所型サービス・ 活動C (委託)
給付管理	対象	対象外	対象外
支給限度額	含まれる	含まれない	含まれない
高額介護サービス費	対象	対象外	対象外

総合事業における支給限度額

事業対象者の支給限度額は、予防給付の要支援1の限度額を目安として行なう。

総合事業	予防給付	
事業対象者	要支援1	要支援2
5,032単位	5,032単位	10,531単位

 請求は従来と同じく国保連経由で行う

- 請求コードは総合事業専用を使用。

介護予防ケアマネジメントの類型と概要①

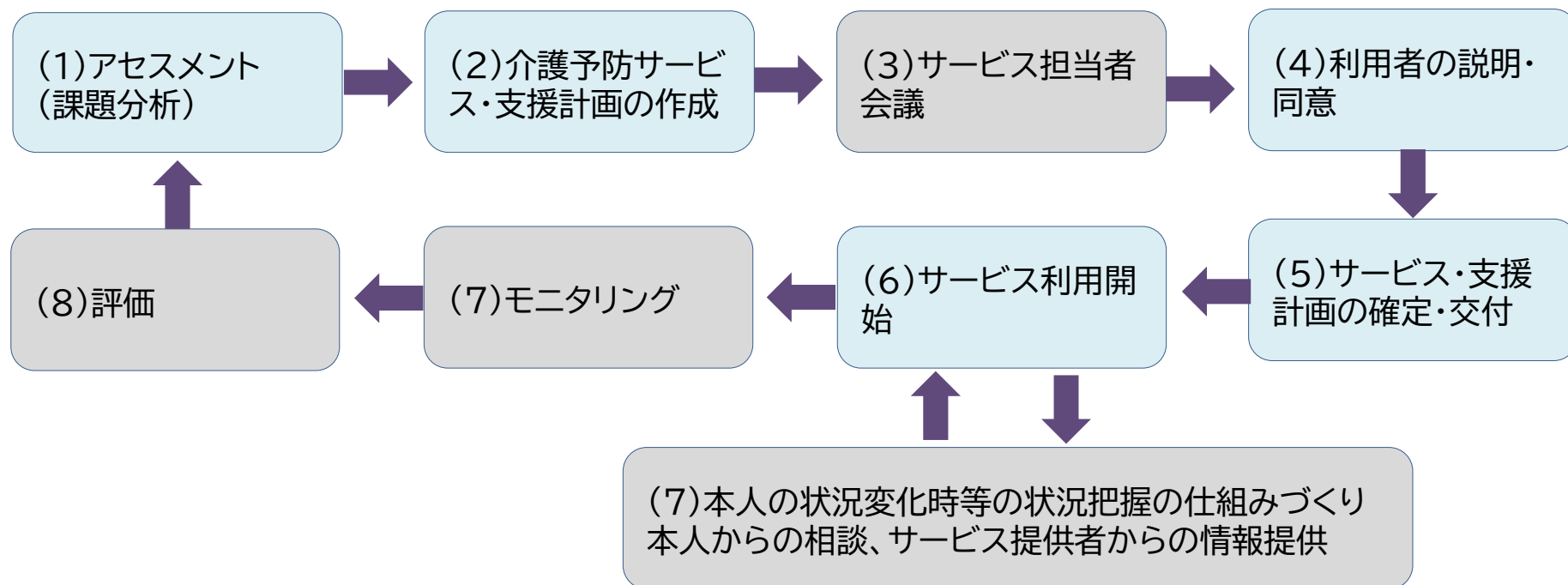
ケアマネジメントの類型	利用サービス	筑紫野市	単位数 1単位:10.21円
ケアマネジメントA	指定相当通所型サービス 元気アップデイ	基本単位	442単位
		初回加算	300単位
		委託連携加算	300単位
ケアマネジメントB	通所型サービス・活動C	基本単位	442単位
		初回加算	300単位
ケアマネジメントC	通所/訪問サービス・活動B	基本単位	442単位
		初回加算	300単位

 請求は従来と同じく国保連経由で行う

- ケアマネジメントA・B・Cの基本単位数は同じですが、請求コード番号は異なります。

介護予防ケアマネジメントの類型と概要②

ケアマネジメントの類型	利用サービス	サービス担当者会議	モニタリング
ケアマネジメントA	指定相当通所型サービス 元気アップデイ	従来どおり	従来どおり
ケアマネジメントB	通所型サービス・活動C	必要時	間隔を空けて実施
ケアマネジメントC	通所型サービス・活動B	なし	なし



継続利用要介護者への事業実施の留意点

- ◆ 継続利用要介護者(要支援から要介護に介護度があがった方)の具体的な利用の可否については、元気アップデイの実施者と利用者間で決定する。

サービス種別	ケアマネジメントの実施主体
介護給付を利用する	介護支援専門員 (居宅サービス計画に位置付ける)
元気アップデイのみを利用する	地域包括支援センター